

令和 5 年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 4 4 号 令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 5 号 令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 6 号 令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 4 7 号 令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和 5 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 令和 5 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部
改正について
- 議案第 5 1 号 射水市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 5 2 号 令和 4 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 議案第 5 3 号 令和 4 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 報告第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 1 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 1 3 号 令和 4 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 1 4 号 令和 4 年度射水市資金不足比率の報告について
- 認定第 1 号 令和 4 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第 3 号 令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 認定第 4 号 令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 認定第 5 号 令和 4 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 4 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 4 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 50 号

射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部 改正について

射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例

(射水市市税条例の一部改正)

第 1 条 射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 78 条中「5 人」を「3 人」に改める。

(射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 射水市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年射水市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

第 2 条第 5 項中「1 年」を「委員の任期」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。

議案第 5 1 号

射水市火災予防条例の一部改正について

射水市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市火災予防条例の一部を改正する条例

射水市火災予防条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 8 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第18条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (ii) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第33条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規

格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなければならない。

第 3 3 条第 5 項中「前項」を「第 3 項」に改める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 8 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 8 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の射水市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 3 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 3 3 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 3 3 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第52号

令和4年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和4年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金595,696,678円のうち284,000,000円を資本金に組み入れるとともに311,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和5年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 3 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 9 4 8, 4 1 2, 8 4 4 円のうち 5 0 5, 6 2 9, 8 8 1 円を資本金に組み入れるとともに、4 4 2, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
9	令和 5 年 6 月 1 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 9 4 , 1 5 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外 1 法人 3 事由 市道側溝蓋損傷による車両破損事故 発生日 令和 5 年 5 月 9 日 場 所 射水市野手地内
1 1	令和 5 年 8 月 1 0 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 1 9 , 2 5 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 部活動中のサッカーボールの衝突による 車両破損事故 発生日 令和 5 年 6 月 1 3 日 場 所 射水市立射北中学校

報告第13号

令和4年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月4日 提出

射水市長 夏野元志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	67.0
(12.04)	(17.04)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第14号

令和4年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0％

(別 紙)

射 監 第 88 号
令和5年8月31日

射水市長 夏 野 元 志 殿

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

令和4年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月19日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.04
連結実質赤字比率	—	17.04
実質公債費比率	9.2	25.0
将来負担比率	67.0	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和4年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は9.2%で前年度(8.8%)に比べ0.4ポイント高くなっており、将来負担比率は67.0%で前年度(78.7%)に比べ11.7ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和4年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年6月19日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和4年度も対象の公営企業3会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

認定第 1 号

令和 4 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 4 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 4 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 4 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 4 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 4 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志